

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

呉市教育委員会

この制度は、法律（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という）に基づき、呉市立小・中・高等学校及び義務教育学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えたものです。費用は保護者の皆様と学校設置者（呉市）・国が負担しています。

学校では、入学・転入等の際、保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校設置者（呉市）が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

つきましては、この制度の趣旨をご理解いただくとともに、加入は任意となっていますが同意していただき、別添の同意書（黄色）に御記入の上、学校長に提出してくださるようお願いいたします。

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下での骨折、打撲、やけどなどで、治療に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 ●同一の災害の負傷又は疾病について医療費の支給は初診から最長10年間行います。
疾病	学校の管理下の事由によるもので、治療に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害（1～14級）	障害見舞金 4,000万円～88万円（通学中の災害の場合は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学中の災害の場合は半額）
	突然死	死亡見舞金 3,000万円
	運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 死亡見舞金 1,500万円（通学中の災害の場合も同額）

（※ 見舞金は、平成31年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

2 給付を受ける手続きについて

災害給付の請求手続は学校が行います。

学校の管理下で事故にあわれたら、学校へお問い合わせください。請求に必要な用紙は学校からお受け取りいただき、医師等の証明（月ごと）を受けて学校へ提出してください。

3 給付の制限等

- ① 災害共済給付を受ける権利（請求権）は、その請求ができるとき（病院などで治療を受けたとき）から2年間行わないと、時効によってなくなります。
- ② 自動車事故などで災害共済給付と同じ理由で相手側から損害賠償を受けたときや他の法令の規定で国や地方公共団体の負担による給付等（乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）を受けたときは、その受けた限度において、給付が行えません。
- ③ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する学校の児童生徒に係る災害については、医療の給付が行えません。
- ④ 紹介状をもたずに総合病院等に受診した場合にかかる「選定療養費」等の医療保険診療外分の費用については、給付の対象にはなりません。

4 共済掛金（年額）

保護者等負担額 **460円程度** ※負担金額は年額です。金額の決定は4月以降になります。【平31.3～】